

平成二十六年十一月二十八日招集

第一回臨時市議会

提案理由説明

熊本市

本日の臨時会には、職員等の給与改定等に関します議案と、契約変更に関する専決処分及び補正予算に関する専決処分の報告、あわせて二十二件を上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案について、その提案理由を御説明申し上げます。まず、補正予算案についてありますが、条例議案として提案しております「熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」等によって増加します職員給与及び期末手当等について、一般・特別・企業会計の合計で六億四千三百九十一万円を計上しているところであります。

以上が歳出予算の説明ですが、これを賄う財源として繰越金等を充当しております。

続きまして、条例議案について説明いたします。

まず、「熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。十月七日に本市の人事委員会から勧告がなされましたこと等に伴い、一般職の職員の給料表

の引上げ改定を行い、併せて、勤勉手当の支給月数を引き上げる等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、「熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について」、「熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について」及び「熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について」であります。一般職の給与改定の実施等に伴い、期末手当の支給月数を引き上げる等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、「熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」であります。一般職の給与改定の実施等に伴い、特定任期付職員の給料表の引上げ改定を行い、併せて、期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、「熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。が、人事委員会から勧告がなされたこと等に伴い教育職員の給料表の引上げ改定を行い、併せて、勤勉手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、「城南町合併特例区規則の承認について」及び「植木町合併特例区規則の承認について」がありますが、それぞれの合併特例区長の期末手当の支給月数を引き上げるため、合併特例区規則の一部改正の承認について市町村の合併の特例に関する法律第五十四条第三項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

最後に、「専決処分の報告」について説明いたします。

まず、変更契約に関する専決処分については、楠団地第三期二十一号棟八十戸の建築工事請負契約についてインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する専決処分を行ったものであります。

また、補正予算に関する専決処分については、十二月十四日投開票の衆議院議員総選挙に向けた準備を速やかに進める必要がありますことから、予算の専決処分を行ったものであります。

これらの専決処分については、地方自治法の規定に基づき、市議会に報告し、補正予算

については承認を求めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議のうえ御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。